

発達障害等のある幼児の小学校等への  
引き継ぎの充実に向けて



平成30年 3月

高知県幼保推進協議会 特別支援教育部会

## ◆引き継ぎにかかわる資料の作成について

### ① 個別の指導計画

- 特別な配慮を要すると園で判断した子どもについて作成します。
- 診断の有無は関係ありません。
- 保護者の同意がなくても作成できます。
- 特別支援の加配保育士の有無は関係ありません。
- うまくいかなかった支援や目標も残していき、保育者の異動等があっても支援が後戻りしないようにすることが重要です。
- 子どもが戸惑うことがないように、園内で共有して統一した支援をすることが重要です。

### ② 就学时引き継ぎシート

- 特別な支援を要すると園で判断した子どもについて作成します。
- 診断の有無は関係ありません。
- 就学先へ送付をする際は、保護者の同意が必要です。(但し、市町村における個人情報保護条例等が整備されていれば、保護者の同意なく送付も可能)
- 特別支援の加配保育士の有無は関係ありません。

## ◆引き継ぎの充実に向けた取組のポイント

### ① 個別の指導計画の作成

- 特別支援担当保育者が臨時職員であっても、クラス担任とともに責任をもって作成することが必要です。作業が一人に任せられることがないように留意し、クラス担任を中心に特別支援担当保育者と情報共有しながら作成します。
- 日々の記録を基に、どのようなときにどんなことがあるのか(うまくいくときとそうでないとき)を整理しながら作成します。
- パート職員がクラスに入るなど、指導計画を書く時間を園全体で工夫します。
- 作成された個別の指導計画は、職員会等で支援方法等の共有を行うとともに、園として作成したものであることを確認します。
- 家庭での様子とともに願いを聞き、園での支援方法等、保護者と共有しながら作成していくことも大切です。

### ② 保護者の同意

- 保育者が、子どもの成長等、肯定的に受け止められるような話を日頃から心がけます。
- 有効だった支援について、具体的な場面を取り上げて伝えます。
- 保護者にとって十分な説明になるよう、丁寧な話し方を心掛けます。
- 園医や市町村主管課、専門機関等と情報共有し、機会をとらえてそれぞれの専門性を生かした話を保護者とできるようにします。
- 同じ話題であっても園長や主任・担任等、複数の者が声をかけることを大切にします。
- 担任だけでなく園全体で保護者の心の揺れを受け止めます。
- 保育所から幼稚園に上がる時等、就学前に施設が変わる場合においても必要な支援が途切れないようにします。(保育所⇒幼稚園⇒小学校等、入所施設が変わっても引き継ぐなど、支援に関する情報が途切れないようにします。)

### ③ 引き継ぎシートの作成・活用

- 個別の指導計画を基に、必要な情報を整理したうえで、園として支援状況シートを作成します。
- 子どもの得意な面から記載することを大切に、子どものよさにも目を向けたシートであることを保護者と確認することを心掛けます。
- 集団の中での遊びや生活を通して、心情・意欲・態度が育っていることを大切に作成します。
- 家庭相談員・保健師などと連携して、充実してきた支援についても記載します。
- 引き継ぎシートを小学校でどのように活用しているのかを確認します。(授業等の参観、連絡会等)
- 小学校でより活用しやすいよう、連絡会等で得た内容を基に、次年度以降の作成方法、内容を検討します。

### ④ 小学校等との連携・引き継ぎ

- 様々な機会をとらえて、園で大切にしている保育・教育を伝えるとともに、小学校での生活や学習の仕方について話を聞き、お互いの保育・教育内容への理解を深めます。(保育参観・体験、授業参観)
- 同意書のない子どもについてもシートの項目に沿って引き継ぎます。

